



証明などの請求に本人確認が必要です

5月1日から

証明などの請求に 本人確認が必要です

最近、第三者が本人になりすまして虚偽の届出や各種証明書を不正に受け取り、悪用する事件が全国的に発生し、社会問題となっております。

現在、住民異動届や戸籍の届出などの際に、本人確認を実施していますが、住民基本台帳法並びに戸籍法の改正などに伴い、5月1日から新たに、住民票や戸籍などの証明請求の際にも、運転免許証などにより窓口に来られた方及び郵便申請をされた方の本人確認を実施します。

住民票や戸籍などの個人情報保護と不正請求抑止のため、ご理解とご協力をよろしくお願いたします。

■ 今回対象となる届出・証明

- 住民票の写し
- 戸籍・除籍の謄抄本
- 戸籍届受理書証明書
- 戸籍届書記載事項証明書

- 戸籍の附票の写し
- 住民記載事項証明書
- 認知届

■ 本人確認の方法

届出や証明などの請求の際に、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなどの写真付きの本人確認書類を提示していただきます。代理人や使者の方は、さらに委任状などの代理権限を証明する書類も必要です。

■ 本人確認できる書類とは

① 1つで確認できるもの
(顔写真付きの公的証明書など)

- 運転免許証
- パスポート
- 写真付き住民基本台帳カード
- 特殊電気工事資格者認定証
- 外国人登録証明書
- 身体障害者手帳
- など

官公庁が発行する顔写真付きの身分証明書は、有効期限内のもので、記載事項及び顔写真で明確に本人と確認できるものに限定されます。

② 2つ以上必要なもの

(顔写真なしの公的証明書、法人が発行した写真付き身分証など)

- 写真なしの住民基本台帳カード
- 介護保険の被保険者証
- 健康保険証
- 国民年金手帳
- 各種公的年金証書
- 金融機関の通帳、カード
- 学生証
- 法人が発行した身分証
- など

問い合わせ

役場町民課住民係

☎ 985-4105

4月1日から 住民基本台帳カードの発行手数料が無料になります

住民基本台帳カードの発行手数料が、平成20年4月1日から平成23年3月31日の3年間に限り無料となります。

- 申請時間：9時から16時まで
- 申請手続きに必要なもの
 - (1) 本人確認できる書類（顔写真付きの公的証明書（上記①）がない場合は、上記②のうち2つ以上必要です）
 - (2) 印鑑
 - (3) 4桁の暗証番号
- 顔写真付きの公的証明書がない場合は即日交付できません。
- 手数料：無料ですが、公的個人認証（電子証明書）の発行には、500円必要です。

住民基本台帳カードの発行は、受け付けてから30分程度かかります。また、窓口の混み具合によってはこれ以上かかる場合もありますので、時間の余裕のあるときにお越しください。